



身体障がい者等に対する 軽自動車税(種別割)の減免について

日常生活を営むにあたり、歩行することが困難である身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者(以下「身体障がい者等」といいます。)の方が日常生活に不可欠な生活手段として使用される軽自動車等について、一定の要件(障がいの程度、使用目的等)を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。



I 減免の要件

1. 減免の対象となる軽自動車等

(1) 運転者等の要件

区 分	運 転 者	軽自動車の名義	使用目的
① 本人運転	身体障がい者等本人	・身体障がい者等本人 ・身体障がい者等と(*2) 生計を一にする親族	本人の日常生活の手段として使用
② 家族運転	身体障がい者等と(*2) 生計を一にする親族		身体障がい者等の通学(通園)・通院・通所・生業(通勤)・帰宅のため使用 【3頁3(2)参照】
③ 常時介護者運転(*1)	身体障がい者等を 常時介護する方		

*1 身体障がい者等のみで構成される世帯が対象となります。

*2 身体障がい者等と同居し住民票上同一世帯の親族をいいます。

(2) 軽自動車等の要件

車種の制限はありませんが、次の要件を満たすことが必要です。

- ・ 減免できる軽自動車等は、身体障がい者等1人に対して1台に限ります。(普通自動車の減免を受けている場合は軽自動車税(種別割)の減免対象とはなりません。)
- ・ 自動車検査証(いわゆる「車検証」)に「自家用」と記載されている自動車に限ります。(検査証に「営業用」と記載されている軽自動車、リース車は減免の対象とはなりません。)
- ・ 運転免許証の免許の条件(車両総重量の制限、特定後写鏡、手動式アクセル・ブレーキ、AT車又はノークラッチ式車両に限る等)に合致した自動車に限ります。

(3) その他の要件

- ・ 佐賀市障がい福祉課へ福祉タクシー券の助成を申請される場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができません。

2. 減免の対象となる障がいの程度

(1) 身体障害者手帳をお持ちの方

本人運転、家族運転、常時介護者運転の区分により、対象となる範囲が異なります。

障がいの程度		
障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい	1級から4級の1まで	1級から4級の1まで
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能の障がい	3級(喉頭摘出者に限る。)	該当なし
上肢不自由	1級及び2級	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級の1まで
体幹不自由	1級から5級まで	1級から3級まで
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能 (1上肢のみの場合を除く。)	1級及び2級 (1上肢のみの場合を除く。)
	移動機能	1級から3級まで (1下肢のみの場合を除く。)
心臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
じん臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
呼吸器機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
ぼうこう又は直腸機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
小腸の機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで
肝臓機能障がい	1級から4級まで	1級から3級まで

(2) 療育手帳をお持ちの方

障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	療育手帳「A」	

(3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
	精神障害者保健福祉手帳1級	

(4) 戦傷病者手帳をお持ちの方

障がいの程度		
障がいの区分	本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
聴覚障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
平衡機能障がい	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
音声機能の障がい	特別項症から第2項症まで (喉頭摘出者に限る。)	該当なし
上肢不自由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症まで

体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症まで
心臓機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
じん臓機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
呼吸器機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
小腸の機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

3. 減免の対象となる使用目的

(1) 本人運転の場合

本人の日常生活の手段として使用される場合、使用目的や使用回数の要件はありません。

(2) 家族運転又は常時介護者運転の場合

次表の使用目的・使用回数等の要件を満たす場合に限り、減免を受けることができます。

使用目的	使用目的の定義	使用回数、使用期間		使用目的を証明するもの
		家族運転	常時介護者運転	
通学 (通園)	身体障がい者等が、学校教育法に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は児童福祉法に規定する保育所等に通うために軽自動車等の使用を必要とすること。	通学 (通園) 期間 6ヶ月以上	使用回数 週3日以上 かつ 使用期間 1年以上	通学(通園) 証明書
通院	身体障がい者等が、疾病の治療又は障がいの抑制・機能の回復等のために医療法に規定する医療機関等へ継続反復して通うために軽自動車等の使用を必要とすること。	通院回数 月平均 4回以上 かつ 通院期間 6ヶ月以上		通院証明書
通所	身体障がい者等が、更生・指導若しくは職業訓練を受けることを目的として、社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供される施設(これに類する施設を含む。)又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練施設へ継続反復して通うために軽自動車等の使用を必要とすること。	通所期間 6ヶ月以上		通所証明書
生業 (通勤)	身体障がい者等が、自己又は家族の生活を維持するために必要な収入を得るために軽自動車等の使用を必要とすること。	回数・期間の 制限なし		通勤証明書等
帰宅	身体障がい者施設、知的障がい者施設若しくは精神障がい者施設等の入所者又は入寮施設のある学校の入寮者が、週末等の帰宅のために軽自動車等の使用を必要とすること。	帰宅回数 毎週 1回以上	対象外	帰宅(入所) 証明書

* グループホーム、高齢者デイサービス等は、「通所」及び「帰宅」における施設には該当しません。

* 整骨院は、「通院」における施設には該当しません。

II 減免される税額

年税額全額が減免されます。

Ⅲ 減免申請の手続き

1. 必要書類

必要書類		本人運転 の場合	家族運転 の場合	常時介護者運 転の場合
1	軽自動車税(種別割)減免申請書	○	○	○
2	軽自動車税(種別割)納税通知書	○	○	○
3	身体障害者手帳等(原本)	○	○	○
4	運転免許証	○	○	○
5	個人番号カード又は 個人番号が確認できるもの(納税義務者のもの)	○	○	○
6	使用目的の証明書 (通院証明書、通学証明書等)		○	○
7	軽自動車運行計画書			○
8	誓約書			○
9	委任状(代理申請の場合)	(○)	(○)	(○)

※減免申請書及び委任状の様式は佐賀市ホームページからダウンロードできます。

2. 申請期間及び申請窓口

(1) 申請期間

- ・納税通知書が届いてから、5月31日まで(31日が土日の場合は翌月曜日まで)
※納付後は、減免の対象になりません。必ず納付前に申請してください。
※申請期間以外の申請は受け付けていません。

(2) 申請窓口

- ・佐賀市役所 市民税課 (本庁 3階 54番窓口)
※支所では受付していません。

(3) 受付時間

- ・平日(8時30分から17時15分まで)
※土、日、祝日は受付していません。

Ⅳ 減免の継続

申請内容に異動がない場合、減免は次年度以降も継続されます。
毎年度の申請は不要ですが、5年毎に「現況報告書」を提出していただきます。

1. 減免要件に該当しなくなった場合

- 運転免許証の失効、手帳の等級変更・返還、身体障がい者等の死亡等により、減免要件に該当しなくなった場合は、速やかに取消申請を行ってください。
- 佐賀市外へ転居された場合は、速やかに車検証の住所を変更し、転居先にて減免手続きを行ってください。

◇問い合わせ◇

佐賀市役所市民税課 軽自動車税担当

TEL0952-40-7064